

道路工事施行承認申請書

総社市長 様

令和 年 月 日

住所
氏名

担当者
TEL

道路法第 24 条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

| | | | |
|-------|--|----|--------------|
| 施工目的 | | | |
| 施工場所 | 路線名 | | 歩道・車道・その他() |
| | 場所 | | |
| 工事概要 | 工 事 種 別 | | 施 工 数 量 |
| | | | |
| 工事の期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで | 日間 | |
| 施工方法 | 直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先 | | |
| 添付書類 | 表 1 - 位置図、現況・計画平面図、平面図、地籍図、現況写真 表 2 - 構造図等、その他（土木担当の同意書、） | | |
| 備 考 | 工事がすみやかに完了しない場合には、市長の指示に従い、申請者の負担において、道路を原状に回復します。 | | |

上記の申請を承認します。

総社市指令 地 第 号
令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一 (印)

一般的承認条件（道路工事施行承認申請書）

- この 承認 に起因して 公共施設 並びに 第三者 に損害を与えた場合は、申請者の責任において復旧及び損害賠償を行うこと。
- 事故防止のため必要な措置を講ずること。（バリケード，点滅灯の設置等）
- 工事施工にあたっては，警察署の許可を受けること。消防署に届け出ること。
- 許可期間中であっても公共事業等必要があるときは，許可を取り消し又は，許可の条件を変更することができる。

なお，この処分があった場合は，行政不服審査法の規定により，処分の日の翌日から起算して3箇月以内に本市に対し異議の申立てをすることができる。

ただし，上記の期間が経過する前に，この処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。